



会いたい with INSPi
歌:沢田知可子 作詞:沢ちひろ 作曲:財津和夫 「安定したい」2014年

<p>ビルが見える教室で二人は机並べて 同じ月日を過ごした 少しの英語とバスケット</p> <p>そして私はあなたと 恋を覚えた 卒業しても私を子供扱いしたよね 遠くへ行くなよと 半分笑って半分真顔で抱き寄せた</p> <p>低い雲広げた冬の夜 あなたの夢のように死んでしまったの 今年も海へ行くつて いっぱい映画も観るって 約束したじゃない あなた約束したじゃない 会いたい...</p>	<p>曲が売れた収入で 目黒のマンション手 に入れ すぐにバブルがはじけた 当時の買い値は 7000万</p> <p>そして売り値は2000万 殺意覚えた 契約決まり売却業者にお願いしたよね 「振り込みしてよね」と 半分払って 半分持ち逃げ騙された</p> <p>ヒット一曲あっても庶民的 印税まるでないと 知ってしまったの カラオケみんなが歌って いっぱいお金入るって 全くウソじゃない 歌手は一銭ももらえない 泣きたい</p>
--	--

「替え歌」は違法なのか？

「会いたい」の沢田知可子と作詞家が裁判沙汰

2014/12/9 19:05

90年代のヒット曲「会いたい」の歌詞をめぐり、作詞家の沢ちひろさんから著作者人格権を侵害したと提訴され、慰謝料を請求された歌手の沢田知可子さんが、2014年12月8日、ブログに「訴状が届いていないので正確なお答えが出来ませんが、報道を観て大変ショックを受けております」と書いた

沢さんが提訴に踏みきったきっかけは、沢田さんがバラエティー番組で「会いたい」を「安定したい」と替え歌にしたことだという。はたして替え歌に違法性はあるのだろうか

<http://www.j-cast.com/2014/12/09222829.html>

4

著作権の制限

定められた条件のもとで、著作権者の許諾を受けることなく無断で利用できる場合があり、利用にあたっては、原則として出所の明示が必要となる

- (1) **私的使用**のための複製(30条)
- (2) 図書館等における複製(31条)
- (3) **引用**(32条)
- (4) 教科用図書等への掲載(33条)
教科用拡大図書等の作成のための複製(33条の2)
- (5) 学校その他の教育機関における複製(35条)
遠隔授業教材の送信
- (6) 試験問題としての複製(36条)
インターネットによる試験問題の送信
- (7) 点字による複製等(37条)
聴覚障害者のための自動公衆送信(38条)
- (8) **営利を目的としない上演**等(38条)

これらの規定は、著作者人格権に影響を及ぼすものではない。(50条)

著作権の制限

- (9) 時事問題に関する論説の転載等(39条)
政治上の演説等の利用(40条),
時事の事件の報道のための利用(41条)
- (10) 裁判手続等における複製(42条)
- (11) 情報公開法 等による開示のための利用(42条の2)
- (12) 翻訳, 翻案等による利用(43条)
- (13) 放送事業者等による一時的固定(44条)
- (14) **美術の著作物**等の原作品の所有者による展示(45条),
公開の美術の著作物等の利用(46条),
美術の著作物等の展示に伴う複製(47条)
- (15) プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等(47条の2)
- (16) その他, 写り込み等の利用(24年改正)

4 教育関係における利用

(33条)

「検定教科書」等への掲載

条件:

- 公表**されている著作物であること
- 学校教育の目的上**必要な**限度内であること
- 掲載したことを著作者に**通知**すること
- 文化庁長官が定める「**補償金**」を著作権者に支払うこと
- 「**出所の明示**」が必要

「拡大教科書」作成のためのコピー(弱視の児童・生徒用)

- 教科書に**掲載**された著作物であること
- 教科書の全部又は相当部分を複製する場合は、教科書発行者に**通知**すること
- 営利目的の場合は、**補償金**を著作権者に支払うこと

5 教育機関における複製（35条）

「複写・配布」

著作物を利用する場合、「公正な慣行」に合致するとともに、慣行があるときは出所の明示が必要

学校などで教員や学習者が教材作成などを行うためにコピー・配布する場合
インターネット上のデータをプリントアウトして配布する場合も含む

条件：

- 営利を目的としない教育機関であること
- 授業を担当する教員等やその授業等を受ける学習者自身がコピーすること
- 授業の中でコピーする本人が使用すること
- 必要な限度内の部数であること
- 公表されている著作物であること
- 著作物の種類や用途などからみて、著作権者の利益を不当に害しないこと（学習者が購入することを前提とした著作物、例：ドリル、ソフトウェア）

教育機関における公衆送信（35条）

「公衆送信」

著作物を利用する場合、「公正な慣行」に合致するとともに、慣行があるときは出所の明示が必要

学校などで、「主会場」での授業が「副会場」に同時中継（公衆送信）されている場合に、主会場で用いられている教材を副会場向けに送信する場合

条件：

- 営利を目的としない教育機関であること
- 「主会場」と「副会場」がある授業形態であること
- その教育機関で「授業を受ける者」のみへの送信であること
- 生中継される授業を受信地点で「同時」に受ける者への送信であること
- 主会場での教材として、配布、提示、上演、演奏、上映、口述されている著作物であること
- 著作物の種類や用途などからみて、著作権者の利益を不当に害しないこと

※ 放送大学は、上記条件を満たさない

教育関係における利用

「学校教育番組」作成のためのコピー

公表された著作物であること
学習指導要領に準拠した番組であること
学校教育の目的上、必要限度内であること
放送したことを著作者に通知すること
補償金を著作権者に支払うこと

「試験問題」作成のためのコピー・公衆送信 (36条)

東高120911「小学校用国語副教材」事件

小学校の国語の副教材テストに「作品を無断で使われ、著作権を侵害された」として、詩人の谷川俊太郎ら作家9人が教材会社6社に出版差し止めを求めた仮処分で、高裁は、申し立てを却下した東京地裁の決定を変更し、出版差し止めを命じる決定をした

福祉関係における利用

著作物を利用する場合、「公正な慣行」に合致するとともに、慣行があるときは出所の明示が必要

「点訳」のためのコピー 点字に訳してコピー
「点訳」データの蓄積・送信
「録音図書」等の製作
「字幕」の自動公衆送信リアルタイム字幕の送信

報道関係における利用

「時事の事件」の報道する場合
「行政機関での公開演説」等の報道のための利用
「情報公開法」に基づく「開示」等のための利用

「立法」「司法」「行政」のための内部利用

非営利・無料の場合における利用

「上演；演奏；口述；貸与」

(38条)

学校の学芸会、市民グループの発表会、公民館での上映会

営利を目的とせず、聴衆・観衆から**料金**等を受けず、出演者等に**報酬**が支払われないこと

「本などの貸与」

図書館における本の貸し出し

営利を目的とせず、貸与を受ける者から**料金**を受けないこと

「ビデオなどの貸与」

ビデオライブラリーなどにおけるビデオなどの貸し出し

営利を目的とせず、貸与を受ける者から**料金**を受けないこと
権利者に**補償金**を支払うこと

非営利・無料の場合における利用

(38条)

「放送番組等の伝達」

喫茶店に置いてあるテレビなどで放送を「公に伝達」する場合

営利を目的とせず、聴衆・観衆から**料金**を受けないこと
通常の**家庭用**受信機を用いること

「放送番組の有線放送」

「共用アンテナからマンション内への配信」など、放送を受信して直ちに有線放送する場合

営利を目的とせず、聴衆・観衆から**料金**を受けないこと

条文の読み方

「放送番組等の伝達」

喫茶店に置いてあるテレビなどで放送を「公に伝達」する場合

営利を目的とせず、聴衆・観衆から料金を受けないこと
通常の家庭用受信機を用いること

(営利を目的としない上演等)

第三十八条 公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金(いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。)を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

3 放送され、又は有線放送される著作物(放送される著作物が自動公衆送信される場合の当該著作物を含む。)は、**営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、受信装置を用いて公に伝達することができる。通常の家庭用受信装置を用いてする場合も、同様とする。**

参考：刑法176条 十三歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

美術品：写真：建築における利用

(45~47条)

「美術品」「写真」の原作品の所有者による展示

美術の著作物のオリジナルを、街路・公園等や、ビルの外壁など一般公衆の見易い屋外の場所に恒常的に設置する場合でないこと

屋外設置の「美術品」「建築物」の利用

同じものをコピーして増製ないこと

「美術展の小冊子の製作」

展示のときに、解説・紹介のための小冊子へのコピー

オリジナルを**展示**する者がコピーすること
展示が**展示権**の侵害とならないこと

コンピュータプログラムの利用 (47条の2)

「プログラム所有者」によるコピー

バックアップやプログラムの修正・改良の場合

所有者がプログラムを利用するためには必要な限度内
海賊版と知って入手したものでないこと

リバースエンジニアリング(RE)はどうなりますか？

技術の発展にはREは不可欠であり、特許権侵害にはならない

REには、複製が当然に行われる

また、ネット上のデータを視聴する際には、パソコンのメモリ又はHDに複製される

書き込み等の利用

(1)付随対象著作物の利用 (30条の2)

- ① 写真を撮影したところ、本来意図した撮影対象だけでなく、**背景**に小さくポスターや絵画が写り込む場合
- ② 街角の風景をビデオ収録したところ、本来意図した収録対象だけでなく、ポスター、絵画や街中で流れていた音楽が**たまたま**録込まれる場合
- ③ 絵画が**背景**に小さく写り込んだ写真を、ブログに掲載する場合
- ④ ポスター、絵画や街中で流れていた音楽が**たまたま**録込まれた映像を、放送やインターネット**送信**する場合

書き込み等の利用

(2) 検討の過程における利用(30条の3)

- ① 漫画のキャラクターの商品化を企画するに際し、著作権者から許諾を得る以前に、社内の会議資料や企画書等にキャラクターを掲載する場合
- ② 映像にBGMを入れるに際し、著作権者から許諾を得る以前に、どの楽曲を用いるかを検討するために、実際に映像にあわせて楽曲を録音する場合
- ③ 権利者不明の著作物に関し、裁判制度を利用するか否かを検討するに際し、社内の会議資料や企画書等に著作物を掲載する場合

書き込み等の利用

(3) 技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用(30条の4)

- テレビ番組の録画に関する技術を開発する場合に、技術を検証するため、実際にテレビ番組を録画してみる場合
- 3D(三次元)映像の上映に関する技術を開発する場合に、技術を検証するため、3D映像が収録されたBlu-ray Discを上映してみる場合

(4) 情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用(47条の9)

- 様々なファイル形式でサーバーにアップロードされているファイルを、統一化したファイル形式にするために必要な複製が行われる場合
- 各種インターネットサービスにおいて、分散処理による情報処理の高速化のため、サーバー上で必要な複製が行われる場合

著作物の利用のみならず、実演、レコード、放送又は有線放送の利用についても同様に、著作隣接権者の許諾を得なくとも利用することが侵害行為に当たらない。(102条1項)



まとめ

ご清聴 ありがとうございました。

杉山 務

22